

代表者の住民票抄本(原本)

貼 付 欄

(注意)

1. 代表者の住民票の抄本は、個人申請の場合のみ必要です（申請者が法人の場合は不要）。

（注）本籍地の記載は不要です。

2. 住民票の抄本は、申請前3ヶ月以内に市区町村長が発行したものに限ります。

3. 外国人の場合、「外国人登録済証明書」を添付してください。